

短期入所療養介護サービス料金表(在宅強化型)

介護保険の給付対象単位(費用)		地域区分:7級地	地域単価:10.14円
項目	サービス費(1日)	備考	
要介護度1	902/日	個室(特別室)入所:819/日	
要介護度2	979/日	個室(特別室)入所:893/日	
要介護度3	1044/日	個室(特別室)入所:958/日	
要介護度4	1102/日	個室(特別室)入所:1017/日	
要介護度5	1161/日	個室(特別室)入所:1074/日	
認知症ケア加算	76/日	認知専門棟入所時に加算	
送迎加算	184/回	片道	
個別リハビリテーション加算	240/回	個別リハビリを20分以上実施	
認知症行動・心理症状緊急対応加算	200/回	認知症により緊急利用が必要と医師判断	
緊急短期入所受入加算	90/日	緊急的短期入所の利用により加算	
若年性認知症入所者受入加算	120/日		
総合医学管理加算	275/日	診療計画に基づいた診療等及び情報提供(10日限度)	
療養食加算	8/回		
重度療養管理加算	120/日		
緊急時治療管理加算	518/日	1ヶ月のうち、連続する3日を限度	
夜勤職員配置加算	24/日	夜勤職員の加配要件を満たす場合	
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22/日	介護福祉士が80%以上配置	
在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅱ)	51/日		
生産性向上推進体制加算(Ⅰ)・(Ⅱ)	100・10/月		
身体拘束廃止未実施減算	-1/100	所定単位数の100分の1に相当する単位数の減算	
高齢者虐待防止措置未実施減算	-1/100	所定単位数の100分の1に相当する単位数の減算	
業務継続計画未実施減算	-1/100	所定単位数の100分の1に相当する単位数の減算	

◎介護保険負担割合が2割の場合は、上記単位の約2倍の料金になります。3割の場合は、上記単価の約3倍の料金となります。

介護保険の給付対象外費用

項目	サービス費	備考
食費①	朝600 昼690 夕690	下記②③④以外の者
食費②	1000・1300円/日	市町村税非課税かつ収入80~120万円・120万円超の者
食費③	600円/日	市町村税を課されていない者で、課税年金収入額と合計が80万以下の者である場合
食費④	300円/日	市町村税を課されていない者で、老齢福祉年金受給者である場合。または生活保護法第6条第1項に規定する被保護者である場合。
居住費(多床室)	520円/日	上記①の場合。②③は370円。④は0円。
居住費(特別個室)	1790円/日	上記①の場合。②は1,310③は490④は490円/日。
日用品費	100円/日	入浴・整容・衛生等にかかる消耗品など
教養娯楽費	100円/日	レク・クラブ活動等の材料費・新聞等
電気代	50円/日	
理美容代	実費	
特別室料	800円/日	特別個室に入所された場合

◎介護保険からの給付額に変更があった場合、その変更にあわせて利用者負担額も変更となります

◎サービス提供と関係のない物(嗜好による贅沢品・新聞・雑誌等個人の希望による物)は別途徴収させていただきます

◎上記費用の他、介護保険の給付対象費用に介護職員処遇改善加算等として3.9%、介護職員等特定処遇加算として2.1%、介護職員等ベースアップ支援加算として0.8%の料金が加算されます